

## 大分県国民健康保険団体連合会健康教育用器材貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は大分県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が保険者等に対する保健事業推進のための健康教育用器材（以下「器材」という。）貸出しについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸出器材)

第2条 連合会が貸し出す器材は別表に掲げるものとする。

### (申込)

第3条 器材の借受を希望するものは、健康教育用器材利用申込書（様式第1号）に所定の事項を記入のうえ、連合会に提出するものとする。

### (貸出)

第4条 連合会は前条による申請があった場合、その内容が適当であると認められる場合は、器材の貸出しを行う。なお、同一期間に複数の申込があった場合は先着順とする。

### (転貸の禁止)

第5条 借受人（保険者等）は、連合会より借受けた器材を他のものに転貸してはならない。ただし、連合会事務局長の承認を得た場合はこの限りではない。

### (貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として1ヶ月以内とする。

### (賠償責任)

第7条 借受人（保険者等）は、連合会より借受けた器材を亡失し、または破損した場合は、天災等のやむを得ないと認められる場合を除き賠償の責に任じなければならない。

### (貸出整理簿)

第8条 連合会は、器材貸出しについて必要な事項は健康教育用器材整理簿に記入し管理するものとする。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、器材の貸出しについて必要な事項は連合会事務局長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成2年2月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

## 別表 健康教育用器材一覧

器材名
1 乳がん視触診モデル
2 健康標語幟(のぼり)
3 呼気中一酸化炭素濃度測定器 マイクロスモーカーライザー
4 妊婦体験用モデル
5 高齢者疑似体験システム
6 児童向体内脂肪計
7 超音波骨量測定装置
8 8電極方式体組成計
9 シニア体力測定用具セット
10 野菜1日350g指導フードモデル
11 加速度脈測定システム アルテットライト(2)
12 体脂肪1kgモデル(2)
13 万歩計(複数個)
14 動脈硬化血管サンプル
15 ストレッチポール(24)
16 超音波画像装置みるキューブ
17 食育SATシステム(基本セット、コンビニセット、晩酌セット、惣菜セット)
18 スパイロメータ
19 超音波骨密度測定装置